

# 曾谷公民館弓道場個人利用について(内規)

令和7年8月21日

- 安全面を考慮し、利用する者は二段以上とする。
- 利用申請する者は、あらかじめ市川市曾谷公民館が発行する使用承諾書(以下「使用承諾書」という)の交付を受ける。
- 利用は5人までとし、一人一的とする。
- 弓及び的等必要用具は利用者が持参する。
- 未成年の者は、使用承諾書の交付を受けるほか、保護者の同意書を提出しなければならない。